

議案第 6 号

新沖縄県史編集委員会設置規則を廃止する規則について

新沖縄県史編集委員会設置規則を廃止する規則を次のように定める。

平成17年12月14日

沖縄県教育委員会

新沖縄県史編集委員会設置規則を廃止する規則

新沖縄県史編集委員会設置規則（平成6年沖縄県教育委員会規則第4号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

概要説明

教育庁文化課

- 1 件名
新沖縄県史編集委員会設置規則を廃止する規則

- 2 改正の経緯及び必要性
新沖縄県史編集委員会を教育委員会に属する附属機関に設置したことに伴い、新沖縄県史編集委員会設置規則（平成6年7月29日 沖縄県教育委員会規則第4号）を廃止する必要がある。

- 3 廃止案の概要
新沖縄県史編集委員会設置規則（平成6年沖縄県教育委員会規則第4号）を廃止する。

新沖縄県史編集委員会設置規則

平成6年7月29日
教育委員会規則第4号

改正 平成8年12月17日 教育委員会規則第6号
新沖縄県史編集委員会設置規則をここに公布する。

新沖縄県史編集委員会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新沖縄県史編集委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 新沖縄県史（以下「新県史」という。）の編集事業を推進するため、新沖縄県史編集委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次の事項について調査・審議する。

- (1) 新県史の編集方針及び発行計画に関すること。
- (2) その他、新県史編集の重要事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、20人以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験者及び関係行政機関等を代表する者のうちから、沖縄県教育委員会が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、新県史の編集を終了したときは、委員は退任するものとする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長1人、副会長2人を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育庁文化課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成6年8月1日から施行する。

附 則（平成8年12月17日教育委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。